

# 出 展 規 則

## ● 小間位置の決定

主催者および運営事務局は、出展申込に応じて各出展者の小間位置を決定します。運営上止むを得ないと判断した場合は、小間位置を変更することがあります。

## ● 展示小間の転貸、売買等の禁止

出展者は、主催者および運営事務局の承諾無しに小間契約や小間位置を転貸、売買、譲渡、交換することは出来ません。

## ● 出展料金の支払い

出展申込書に基づき、請求書を発行します。請求書記載の期日までに、出展料金を指定銀行口座にお振込みください。

## ● 出展申込書の取り消し

出展申込後、契約小間数の一部または全部を取り消す場合は、次のとおり解約料金を申し受けます。

申込日より 2026年8月31日（月）迄 - 出展料金の（50%）

2026年9月1日（火）以降 - 出展料金の（100%）

## ● 出展の拒否

主催者および運営事務局は、出展規則並びに出展者マニュアル等に記された規則に反した出展者の出展を禁止します。また、展示品が本展示商談会に不適切、反社会的勢力、反社会的勢力と共生関係・社会的に非難されるべき関係にある方の出展もお断りします。

## ● 通路等における配布活動の禁止

公平な展示活動を維持するため、入口・出口・通路、休憩場等公共の場における資料・パンフレット等の配布活動を一切禁止します。配布活動は、他社の迷惑にならぬように自社小間内にて行ってください。

## ● 展示物の搬入・搬出と撤去

搬入・搬出及び撤去は、決められた期間内で完了してください。決められた期日迄に撤去されない展示物・廃材等は、出展者の費用・危険負担で主催者および運営事務局が撤去します。また、開催期間中は展示物の保護・警備及び安全確認のため、搬入・搬出、撤去を禁止します。止むを得ず行う場合は、主催者および運営事務局承認のもとで行ってください。

## ● 損害責任

出展者並びにその代理者が、展示商談会場の設備、他出展者の装飾、そして来場者等の人身に損害を与えた場合、補償は出展者並びにその代理者自身の責任となります。主催者および運営事務局は、直接的にも間接的にも出展者が破る交通機関の遅延、自然災害や社会不安等による損害、会場での商談内容及び結果、出展者が提供する飲食物による中毒、送付物の紛失等の責任を負いません。

## ● 展示商談会の延期・中止

天災・人災等の災害や不可抗力により展示会の開催が困難と判断された場合、主催者は展示会の延期・中止を決定します。中止の場合、出展料金は代償すべき経費を差し引いた上で、出展者に返却します。その他に生じた費用・損害等については、主催者は補償致しかねます。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大で、日本政府や開催地（東京都、等）から開催中止の要請があった場合、もしくは主催者が開催中止を判断した場合には、出展料金の50%を返金いたします。備品料金等は、全額を返金いたします。

※ 同理由にて開催が延期となり出展が困難な場合にも、出展料金の50%を返金いたします。備品料金等は、全額を返金いたします。

## ● 規則の追加・修正

主催者および運営事務局は、展示商談会を円滑に行うため、規則等の追加・修正を行うことがあります。